

# 税理士会・つくば市・つくばみらい市・税務署による合同スマホ申告相談会

日 時：令和8年2月2日(月)、3日(火) 15時30分～20時 **入場整理券が必要**  
(受付15時～19時)

受付方法：開催日当日の15時より入場整理券を配付します。※受付人数には限りがあります。

会 場：イーアスつくば2階イーアスホール（つくば市研究学園5丁目19番地）

対象者：**・サラリーマン（給与所得者）で所得税の還付を受ける方**

（例）多額の医療費がある。住宅ローンで家を購入（住宅資金の贈与等がある方を除く）した。ふるさと納税をした。

・**自らスマートフォンを操作可能な方**（税理士は助言はしますが、操作はいたしません。）  
※事前にマイナポータルアプリをインストールしてください。

※ただし、以下の方は当相談会の対象外です。

贈与税、不動産所得、事業所得、譲渡所得（不動産、株式等、FXほか）、  
配当所得、雑所得（年金、準事業、その他）があり、それらの申告をする方

持ち物：

・スマートフォン （マイナンバーカード読み取り対応機種でマイナポータルアプリをインストール済のもの）

・マイナンバーカード （申告名義人のもの）

・マイナンバーカード発行時に設定したパスワード2種類

- ① 署名用暗証番号（英数字6文字～16文字）
- ② 利用者証明用暗証番号（数字4桁）

・給与所得の源泉徴収票（令和7年中に支払いがあったもの全て）

・各種所得控除証明書（社会保険料、生命保険、地震保険、医療費、ふるさと納税など）

※医療費控除の申告をされる方は、あらかじめ医療費控除の明細書を作成してください。

医療費控除の明細書ダウンロード↓

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/ref1.pdf>

・住宅ローン控除の必要書類一式（下の国税庁ホームページでご確認ください。）

国税庁 HP 住宅ローン控除を受けられる方へ（新築・購入用）↓

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2024/pdf/030.pdf>

国税庁 HP 住宅ローン控除を受けられる方へ（増改築用）↓

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2024/pdf/031.pdf>

・還付金振込先口座が分かるもの （申告名義人のもの）

問い合わせ先：関東信越税理士会土浦支部

TEL 029-824-5055

つくば市役所市民税課

TEL 029-883-1111

つくばみらい市役所税務課

TEL 0297-58-2111

土浦税務署個人課税第一部門

TEL 029-822-1100